

令和 8 年度事業計画

本財団では、財団の特性を生かしながら受託事業の質の向上や、事務の効率化など経営改善の取組を進めてきた。

令和 7 年度は、令和 6 年度末での煙突ヤード管理運営事業の終了及び職員 3 人の退職など状況が変化する中、令和 4 年度に策定した「第 3 次経営計画」に基づく着実な業務執行に努めるとともに、財団の解散時期の決定や解散後の職員の処遇検討に着手するなど、計画の具体化に取り組んだ。

令和 8 年度については、次のとおり公益目的事業及び収益事業の実施と法人運営改善に取り組むことにより、引き続き効率的な業務執行に努めるとともに、財団の終息に向けた取組を着実に進めていく。

I 公益目的事業

各公益目的事業を次のとおり実施する。

1 し尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設の運営に関する事業

(1) し尿収集運搬事業（尼崎市委託事業）

尼崎市内の下水道に接続していない一般家庭等から排出されるし尿の定期収集（2 週間に 1 回）を行うほか、工事現場等の仮設トイレの臨時収集を実施する。

また、尼崎市移動式公衆便所貸出基準に基づき、尼崎市所有の移動式公衆便所の貸出しを実施する。

(2) し尿処理施設運転維持管理事業（尼崎市委託事業）

クリーンセンターし尿処理施設において、し尿・浄化槽汚泥の受入確認や圧送設備の運転・維持管理業務を実施する。

(3) ごみ中継保管場所管理運営事業（尼崎市委託事業）

ごみ中継保管場所での金属製小型ごみの適正な受入管理を実施するとともに、傘とごみ袋を手選別により取り除く作業を実施する。

2 環境美化及び環境保全の推進に関する事業

(1) 不法投棄防止対策等事業（尼崎市委託事業）

不法投棄の未然防止を啓発するため巡視パトロールを実施するとともに、道路上の不法投棄物は、基本的には一定の期間啓発シールによる啓発を行った後に撤去する。また、市民・警察等からの通報による不法投棄物についても同様の処理を実施する。

併せて、道路上に不法に掲示されている貼り紙等の撤去を実施する。

(2) 市民工房管理運営事業（尼崎市委託事業）

尼崎市立資源リサイクルセンター 1 階に設置されている市民工房において、ごみの減量・リサイクルに関する啓発パネルやリサイクル商品を展示する。

また、家庭でいらなくなった家具等について、ホームページにも掲載し、無料で毎月希望者に提供する。

(3) 環境整備事業（財団自主事業）

リサイクルや不法投棄防止に関する啓発を行うため、地域のイベントにおいて出前市民工房を実施し、小型家具等の展示及び無料提供、不法投棄防止対策啓発ティッシュの配布等を行う。

(4) 地域清掃ごみ等収集運搬事業（尼崎市委託事業）

地域の清掃活動により排出されるごみやみぞどろの収集運搬を実施する。

(5) エコひょうご尼崎発電所清掃事業（公益財団法人ひょうご環境創造協会委託事業）

エコひょうご尼崎発電所の清掃等維持管理業務を実施する。

II 収益事業

楽天モバイル株式会社の携帯電話基地局に係る使用料収入を得るほか、既存の収益事業を実施する。

1 ごみ収集運搬事業

(1) 施設ごみ収集運搬事業

契約施設に係る定期収集及び申込みによる臨時収集を実施する。

(2) 駅前広場ごみ収集運搬事業

尼崎市内の駅前広場（JR 尼崎駅前広場外 10 か所）、地下歩道等（阪神尼崎駅東地下歩道外 9 か所）及び歩道（橋通り）から排出されるごみの収集運搬業務を実施する。

(3) 資源リサイクルセンターごみ搬送事業

資源ごみ等として収集されたもののうち、リサイクル可能なものを選別した後、に生じる残渣等の搬送業務及び破碎ごみ転送業務等を実施する。

2 携帯電話基地局設置事業

令和 4 年 7 月 1 日から財団本社社屋屋上に設置している、楽天モバイル株式会社の携帯電話基地局について、その使用料収入を得る。

Ⅲ 法人運営の改善

1 経営計画に基づく財団運営方針の具体化

「第3次経営計画」を踏まえ、令和7年度においては、財団の解散時期を決定し、解散後の職員の処遇検討に着手するなど、計画の具体化に取り組んだところである。

引き続き尼崎市とも密接に協議・連携しながら、財団解散に向けた課題の抽出や解決策の検討を進め、必要に応じて労使協議も実施するなど、経営計画の取組を進めていく。

以 上